

關 連 資 料

「学校評価ガイドライン〔改訂〕」の概要

1. 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めること。
- 設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

2. 学校評価の実施手法

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
【学校関係者評価】
- (3) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

(1) 自己評価

- 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定める。その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。
(評価項目・指標については、その検討の際の参考となる例をガイドラインに掲載。)
- 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。
- 自己評価を行うに当たり、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者・地域住民など学校の関係者が、自己評価の結果を評価することを通じて、
 - ①自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、
 - ②学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する、ことを目的とする。

- 各学校は、保護者、学校評議員、地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- 学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行い、自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

(3) 評価結果の公表、情報提供

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校便りへの掲載、PTA総会の活用、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。
- 各学校は、日頃の実践など学校に関する情報を、随時、学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に日常的・積極的に提供する。

(4) 設置者への報告と支援・改善

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- 設置者は、学校評価の結果等を通じて各学校の状況を把握し、予算・人事など学校に対する支援・改善を適切に行う。
- 設置者等は、各学校における学校評価の実践の中心となる教職員や、保護者など学校関係者評価の評価者対象の研修の充実を図る。

3. 高等学校・特別支援学校の特性

- 高等学校・特別支援学校の学校運営の骨格は、小・中学校と共通する面が多く、その学校評価・情報提供の進め方が基本的に妥当する。
- ただし、高等学校は、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態がある。特に専門高校は、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる。
- 特別支援学校についても、多様な児童生徒の実態を踏まえた対応が必要であること、特別支援教育に関するセンター的機能などの特性があり、今後さらに検討が必要。

学校評価の実施手法

第三者評価

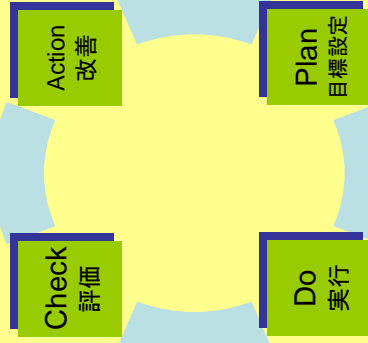
第三者(当事者・関係者でない者)による評価

学校関係者評価(外部評価)

自己評価

教職員による評価

具体的かつ明確な目標等を設定し、実行し、自ら評価する。



外部アンケート等

児童生徒・保護者等を対象に行うアンケート等による評価であり、自己評価の資料等に活用する。

学校関係者(保護者・地域住民)による評価

学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価する。

これにより、教職員と共通理解をもつとともに、学校の改善のために教職員と連携・協力する。

自己評価・学校関係者評価(外部評価)結果等を資料として活用しつつ、学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価する。

評価結果を学校・設置者等にフィードバックして改善を促し、学校運営の質を高める。

※ 自己評価・学校関係者評価(外部評価)・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

学校評価の推進に関する調査研究協力者会議の開催について

平成19年6月11日
初等中等教育局長裁定

1 趣旨

学校運営の改善を図るために、今後の学校評価システムの定着、改善充実、その他学校評価の推進のために必要な方策等に関し、外部の有識者、教育委員会関係者等の協力を得て、総合的な調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校評価システムの定着の推進について
 - ①自己評価・学校関係者評価の実施と結果公表の在り方 等
 - ②教育委員会など関係機関による支援・改善の在り方 等
- (2) 学校評価システムの改善充実について
 - ①第三者評価の趣旨、目的、方法について
 - ②学校評価ガイドラインの改訂等について
- (3) その他学校評価に関すること

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者、教育委員会等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成19年6月11日から平成20年3月31日までとする。

5 その他

この協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局教育水準向上プロジェクトチーム学校評価室において処理する。

学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 委員
(五十音順 敬称略)

- 青 木 栄 一 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部研究員
- ◎ 天 笠 茂 千葉大学 教育学部 教授
- 今 村 義 隆 熊本県長洲町教育委員会教育長
- 岡 田 隆 彦 滋賀県 PTA 連絡協議会会長
(日本 PTA 全国協議会副会長)
- 金 子 郁 容 慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科 委員長
- 川 名 葉 子 荒川区立南千住第二中学校長
(全日本中学校長会生徒指導部 幹事)
- 木 岡 一 明 名城大学大学院 大学・学校づくり研究科 教授
- 久保田 宏 明 穎明館中学高等学校長
(日本私立中学高等学校連合会 常任理事・教育制度委員長)
- 小 松 郁 夫 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
- 島 宮 道 男 東京都立芦花高等学校長
(全国高等学校長協会 会長)
- 竹 原 和 泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
(横浜市立東山田中学校学校運営協議会副会長)
- 千々布 敏 弥 国立教育政策研究所 研究企画開発部 総括研究官
- 長 尾 眞 文 広島大学教育開発国際協力研究センター 教授
- 中 西 茂 読売新聞東京本社編集委員
- 橋 本 勝 秀 栃木県立栃木農業高等学校長
- 檜 山 幸 子 宇都宮市立御幸小学校事務長
(全国公立小中学校事務職員研究会 副会長)
- 松 尾 隆 株式会社旭リサーチセンター 常務取締役 主席研究員
- 山 口 千代己 三重県教育委員会学校教育分野高校教育室長

◎：座長 ○：副座長